

埼玉県内の飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金 段階的緩和措置の見直しに伴う変更のご案内 (第15期:10月1日~10月24日要請分)

段階的緩和措置の見直しに伴い、感染防止対策協力金(第15期)の支給要件が変更となります。(10/15~10/24)

申請期間

10月25日(月)以降を予定(※別途、早期給付を実施(早期給付チラシを参照))

支給額

1店舗当たり **60万円~180万円**(中小企業、全期間協力の場合)
前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動(詳しくは裏面)

主な支給要件

項目		段階的緩和措置	
認証店※	営業時間	午前5時から午後9時までに短縮	
	酒類提供	午前11時から午後8時までに短縮	
	人数上限	飲食店及び遊興施設等	要請期間:10/15~10/24 同一テーブルで4人以内、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループ。 ただし、テーブル間の移動を行わないこと。
		結婚式場	要請期間:10/1~10/14 4人以内、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。
非認証店	営業時間	午前5時から午後8時までに短縮	
	酒類提供	終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)	
	人数上限	飲食店及び遊興施設等	4人以内、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。
結婚式場		認証店と同様	
カラオケ設備の使用自粛		・飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用を自粛すること。 ・飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染防止対策を徹底すること。	

段階的緩和措置の見直しに伴い、10/15から認証店の人数上限が変更となります。

その他の主要要件

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- ・ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

支給額の考え方

売上高(※)	協力金の日額
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 (売上高(※) × 0.3)
25万円以上	7.5万円

売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし）

※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

申請方法

電子申請（郵送でも申請できます。）

○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証について

詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>

県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県 事業者支援情報」で、各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

○県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/linesaitamakenjigyousha.html>